

居宅介護支援事業
重要事項説明書

ケアプランセンター トレップル

1 . 事業主体者の概要

法人種別・名称	医療法人社団 元葉
代表者名	理事長 鄭 裕元
本部所在地・電話	明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4-1 1F 電話 078-936-4145

2 . 事業所の概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンター トレップル		
事業者番号	2872005414		
所在地	明石市大久保町山手台 2 丁目 85 番地 6 号 201 号		
電話番号	078-934-4280	Fax	078-934-4281
管理者	内藤 昌子		

3 . 事業所の職員体制等

職種	人員
管理職	1 名(兼務)
介護支援専門員	4 名(常勤名)
事務担当職員	1 名(兼務)

※土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日は緊急時のみの受け付けとなります。

4 . サービス提供地区

明石市・加古郡播磨町・加古郡稲美町・加古川市・神戸市西区・神戸市垂水区 ※サービス提供区域以外の方は相談に応じます
--

5 . 当事業所のサービスの方針等

- (1)要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、本人の能力に応じた自立した日常生活が送れるように配慮した居宅サービス計画を作成いたします。
- (2)居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の意思並びに人格を尊重し、常に利用者の立場で公正中立に行います。
- (3)事業の運営については、市、利用者の居住区域の地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努めます。
- (4)サービス提供する上で知り得た情報は細心の注意を持って扱い、利用調整上やむ得ない場合を除き、決して第三者に漏らすことがないよう厳重に管理いたします。

6 . サービス利用料及び利用負担

- (1)居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
但し、利用者が介護保険料の滞納等により、法定代理人受領ができない場合は、一ヶ月当たりの利用料(厚生労働省の告示の額)をお支払い頂き、事務所が交付する「サービス提供証明書」を市役所の窓口に提出しますと、後日利用料が払い戻しされます。(2 年以上の滞納は払い戻しされません。)
- (2)介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(交通費)の実費を負担して頂くことがあります。
- (3)介護認定申請書の申請代行の場合は、利用者の負担はありません。
- (4)サービス提供の実績記録等のコピーをお望みの場合は、コピー料の実費を負担して頂きます。

居宅介護支援利用料

<居宅介護支援費>

居宅介護支援費Ⅰ（要介護1・2）	1086 単位	介護支援専門員1人あたりの 取り扱い件数 45 件未満
居宅介護支援費Ⅰ（要介護1・2・3）	1411 単位	

<加算>

初回加算	300 単位	新規にサービス計画を作成
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位	入院した日のうちに情報提供
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	入院した日の翌日または翌々日に 情報提供
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	連携1回（カンファレンス参加無）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	連携1回（カンファレンス参加有）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	連携2回（カンファレンス参加無）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	連携2回 （内カンファレンス1回参加有）
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	連携3回 （内カンファレンス1回参加有）
通院時情報連携加算	50 単位	診察時に同行、必要な情報交換
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	医療機関とのカンファレンス
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅でお亡くなりになった場合

※明石市は地域区分6級地に属し、1単位の単価は10.42円です。

7. 提供に当たっての留意事項

- (1) 利用者は、事業者に対し、居宅サービス計画書の策定のため、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- (2) 利用者は、事業者に対し、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明するよう求めることができます。
- (3) 病院に入院する場合、退院後の在宅生活に向けて円滑な移行を支援するため、早期に病院と情報共有や連携が必要ですので、病院に対して、担当する介護支援専門員の氏名と連絡先を伝えるようお願いします。

8. お客様相談苦情センター

○当ケアプランセンターについての相談や苦情については、次の窓口で受け付けます。

受付時間(9:00～17:30)

苦情解決担当者	内藤 昌子 上出 道子	078-934-4280
苦情解決責任者	内藤 昌子	

○公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

明石市高年介護室	078-918-5166	平日 9:00～18:00
兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情センター)	078-332-5617	平日 8:45～17:15
あかし消費生活センター	078-912-0999	原則火曜日～土曜日 9:00～16:00

9. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 . 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の養護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所内で虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(1)事業者は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行ないます。

(2)当該事業所従業員または養護者(家族・親族・同居人・身元保証人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを明石市または圏域の社会福祉協議会に通報します。

(3)事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止に関する責任者	管理者	内藤 昌子
-------------	-----	-------

11 . 身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。

(1)事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(2)事業者は身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について事業所内に周知します。

(3)事業者は身体拘束等の適正化のための指針を整備し、研修を定期的 to 実施します。

12 . ハラスメント対策

(1)事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための明確化等の措置を講じます。

(2)利用者または養護者(家族・親族・同居人・身元保証人等)からの事業者やサービス従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言などの法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を廃止する場合があります。

13 . 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延防止のために必要な措置を講じます。

(1)感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について事業所内で周知徹底します。

(2)感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備をします。

(3)感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

14 . 事業継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

(1)従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(2)定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

【確認欄】

年 月 日

サービス契約締結に当たり、上記の重要事項を説明しました。

事業者 所在地 明石市大久保町山手台 2 丁目 85 番地 6 号 201 号
名 称 ケアプランセンター トレップル
管理者 内 藤 昌 子 印

説明者 印
(介護支援専門員)

サービス契約の締結に当たり、上記の通り説明を受けたので署名します。

利用者 住 所
氏 名 印

身元引受人 (続柄)
住 所
氏 名 印